

介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱 新旧対照表【本文】

新	旧	改正理由
<p style="text-align: center;">介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱</p> <p>(目的等)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>ア 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</p> <p>ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業</p> <p><u>エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</u></p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>(地域密着型サービス等整備等助成事業)</p> <p>第2 (略)</p> <p>1 道が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>(1) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>エ 補助金(介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)の交付</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、道計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、a~eの広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p>	<p style="text-align: center;">介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱</p> <p>(目的等)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>ア 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</p> <p>ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>(地域密着型サービス等整備等助成事業)</p> <p>第2 (略)</p> <p>1 道が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>(1) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>エ 補助金(介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)の交付</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、道計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、a~eの広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p>	<p>・事業追加に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、道計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和8年度中に着工することとする。</p> <p>(7) a～e (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</u></p> <p><u>ア 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画の作成</u></p> <p><u>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備を行うおとする者は、当該整備に係る事実を明らかにした災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画（以下、「改築整備計画」という。）を作成することができる。</u></p> <p><u>改築整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 改築整備計画の名称</u></p> <p><u>(イ) 改築整備を行う施設の名称及び場所</u></p> <p><u>(ウ) 改築整備計画に基づく整備事業に要する費用の額</u></p> <p><u>(エ) 補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の額の算定のために必要な事項</u></p> <p><u>イ 改築整備計画作成に当たっての留意点</u></p> <p><u>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。</u></p> <p><u>ウ 改築整備計画の提出期限及び提出先</u></p>	<p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、道計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。</p> <p>(7) a～e (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>・年度の修正</p> <p>・事業追加に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p><u>補助事業者は、補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）を充てて改築整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号 -4（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。</u></p> <p><u>エ 補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の交付</u></p> <p><u>(7) 災害イエローゾーン</u></p> <p><u>災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。</u></p> <p><u>a 土砂災害警戒区域</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域</u></p> <p><u>b 浸水想定区域等</u></p> <p><u>浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。</u></p> <p><u>(a) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域</u></p> <p><u>(b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域</u></p> <p><u>(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域</u></p> <p><u>(i) 対象事業</u></p> <p><u>災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。</u></p> <p><u>a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区</u></p>		

新	旧	改正理由
<p><u>域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深(以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。)が1メートル以上に指定されている場合</u></p> <p><u>(a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)</u></p> <p><u>(b) 介護老人保健施設(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)</u></p> <p><u>(c) 介護医療院(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)</u></p> <p><u>(d) 養護老人ホーム(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)</u></p> <p><u>(e) ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの)から施設類型をケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)に変更する場合も対象とする。)</u></p> <p><u>(f) 介護付きホーム(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、老人福祉法(昭和26年法律第45号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるもの)に限る。第5の1の(4)のウ、2の(4)のウ及び第6を除いて以下同じ。)であり、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。)</u></p> <p><u>b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等</u></p>		

新	旧	改正理由
<p><u>から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合</u></p> <p><u>(a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）</u></p> <p><u>(b) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）</u></p> <p><u>(c) 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）</u></p> <p><u>(d) 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）</u></p> <p><u>(e) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）</u></p> <p><u>(f) 介護付きホーム（定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。なお、老人福祉法(昭和26年法律第45号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるもの)に限る。第5の1の(4)のウ、2の(4)のウ及び第6を除いて以下同じ。)であり、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）</u></p> <p><u>(ウ) 整備内容</u></p> <p><u>原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改</u></p>		

新	旧	改正理由
<p><u>築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。</u></p> <p><u>a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。</u></p> <p><u>b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において道の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。</u></p> <p><u>c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。</u></p> <p><u>d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。</u></p> <p><u>e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。</u></p> <p>2 市町村が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 交付金（地域密着型サービス等整備助成事業）の交付</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>次に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。</p> <p>また、<u>土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしているこ</u></p>	<p>2 市町村が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備助成事業</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 交付金（地域密着型サービス等整備助成事業）の交付</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>次に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。</p> <p>また、</p>	<p>・国要領に準じた取扱いを明記</p>

新	旧	改正理由
<p><u>とを条件とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</u></li> <li>・ <u>賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。</u></li> <li>・ <u>賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。</u></li> </ul> <p><u>さらに</u>、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に交付単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障がい者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障がい者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業 ア～ウ 省略 エ 交付金（介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業）の交付 (7) 対象事業 介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員 30 人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、道計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を 1 施設創設することを条件に、a～e の広域型施設 1 施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p> <p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所</p>	<p>次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に交付単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障がい者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障がい者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業 ア～ウ 省略 エ 交付金（介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業）の交付 (7) 対象事業 介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員 30 人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、道計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を 1 施設創設することを条件に、a～e の広域型施設 1 施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p> <p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所</p>	

新	旧	改正理由
<p>は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、道計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和<u>8</u>年度中に着工することとする。</p> <p>(7) a～e (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業</u></p> <p><u>ア 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画の作成</u></p> <p><u>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備を行うとする者は、当該整備に係る事実を明らかにした災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画(以下、「改築整備計画」という。)を作成することができる。</u></p> <p><u>改築整備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(7) 改築整備計画の名称</u></p> <p><u>(イ) 改築整備を行う施設の名称及び場所</u></p> <p><u>(ウ) 改築整備計画に基づく整備事業に要する費用の額</u></p> <p><u>(エ) 補助金(災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業)の額の算定のために必要な事項</u></p> <p><u>イ 改築整備計画作成に当たっての留意点</u></p> <p><u>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。</u></p> <p><u>ウ 改築整備計画の提出期限及び提出先</u></p>	<p>は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、道計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和<u>5</u>年度中に着工することとする。</p> <p>(7) a～e (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(3) 略</p> <p><u>( 新設 )</u></p>	<p>・年度の修正</p> <p>・事業追加に伴う文言整理</p>



新	旧	改正理由
<p><u>補助事業者は、補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）を充てて改築整備計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第1号-4（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。</u></p> <p><u>エ 補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の交付</u></p> <p><u>(7) 災害イエローゾーン</u></p> <p><u>災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。</u></p> <p><u>a 土砂災害警戒区域</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域</u></p> <p><u>b 浸水想定区域等浸</u></p> <p><u>水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。</u></p> <p><u>(a) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域</u></p> <p><u>(b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域</u></p> <p><u>(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域</u></p> <p><u>(イ) 対象事業</u></p> <p><u>災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。</u></p> <p><u>a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいづ</u></p>		

新	旧	改正理由
<p><u>れかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。）が1メートル以上に指定されている場合</u></p> <p><u>(a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上のものであって、政令都市・中核市に所在する施設に限る。）</u></p> <p><u>(b) 介護老人保健施設（定員30人以上のものであって、政令都市・中核市に所在する施設に限る。）</u></p> <p><u>(c) 介護医療院（定員30人以上のものであって、政令都市・中核市に所在する施設に限る。）</u></p> <p><u>(d) 養護老人ホーム（定員30人以上のものであって、政令都市・中核市に所在する施設に限る。）</u></p> <p><u>(e) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上のものであって、政令都市・中核市に所在する施設に限る。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）</u></p> <p><u>(f) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）</u></p> <p><u>b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合</u></p> <p><u>(a) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上</u></p>		

新	旧	改正理由
<p><u>のものであって、政令都市・中核市に所在する施設に限る。)</u></p> <p><u>(b) 介護老人保健施設（定員 30 人以上のものであって、政令都市・中核市に所在する施設に限る。(c) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令都市・中核市に所在する施設に限る。)</u></p> <p><u>(d) 養護老人ホーム（定員 30 人以上のものであって、政令都市・中核市に所在する施設に限る。)</u></p> <p><u>(e) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上のものであって、政令都市・中核市に所在する施設に限る。なお、改築に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。)</u></p> <p><u>(f) 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)</u></p> <p><u>(7) 整備内容</u></p> <p><u>原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。</u></p> <p><u>a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。</u></p> <p><u>b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において道の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。</u></p> <p><u>c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画と</u></p>		

新	旧	改正理由
<p><u>なっていること。</u></p> <p><u>d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。</u></p> <p><u>e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。</u></p> <p>第3～第9 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年 月 日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第3～第9 (略)</p>	<p>・施行日追加</p>

新	旧	改正理由																																																												
<p>様式第1号-2 (道事業) (略)</p> <p>様式第1号-3 (道事業) (略)</p> <p>様式第1号-4 (道事業)</p> <p>様式第1号-4 (道事業)</p> <p style="text-align: center;"><b>改築整備計画書</b></p> <p>計画名称 <input type="text"/></p> <p>都道府県名 <input type="text"/> 北海道 振興局名 <input type="text"/> 補助事業者名 <input type="text"/></p> <p>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備に係る事業 (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="129 563 965 1010"> <thead> <tr> <th>改築を行う施設の種類</th> <th>施設の名称 設置主体</th> <th>整備事業の 開始年月</th> <th>定員数 (床) a</th> <th>対象事業の 支出(予定)額 b</th> <th>交付基準単価 c</th> <th>交付基準額 d(a×c)</th> <th>加算額 e</th> <th>交付(予定)額 f(d+e×α)(%)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>②</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>④</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 移転改築前の施設の位置図、平面図、建築年月日、災害イエローゾーンに所在することが確認出来る書類を添付すること。  ※ 移転改築後の施設の設計図、見積書等(工事内容、金額が分かる書類)、災害イエローゾーンに所在しないことが確認出来る書類等を添付すること。</p> <p>担当課名 <input type="text"/> 担当係名 <input type="text"/> 担当専名 <input type="text"/> 職階名 <input type="text"/> メールアドレス <input type="text"/></p>	改築を行う施設の種類	施設の名称 設置主体	整備事業の 開始年月	定員数 (床) a	対象事業の 支出(予定)額 b	交付基準単価 c	交付基準額 d(a×c)	加算額 e	交付(予定)額 f(d+e×α)(%)	備考	①										②										③										④										⑤										<p>様式第1号-2 (道事業) (略)</p> <p>様式第1号-3 (道事業) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>・災害イエローゾーン に所在する施設の 整備事業に係る様 式の追加</p>
改築を行う施設の種類	施設の名称 設置主体	整備事業の 開始年月	定員数 (床) a	対象事業の 支出(予定)額 b	交付基準単価 c	交付基準額 d(a×c)	加算額 e	交付(予定)額 f(d+e×α)(%)	備考																																																					
①																																																														
②																																																														
③																																																														
④																																																														
⑤																																																														

新

様式第2号-1 (道事業) (略)

様式第2号-1 (道事業) (別紙)

様式第2号-1 (道事業) (別紙)

介護施設等の施設開設準備計画書に基づく対象事業の経費内訳書

市町村名  補助事業者名

施設の名称

品名	使用(設置)場所	使用(設置)目的	数量	算出基礎	金額	備考
計						

※1 平面図、見積書等、事業の内訳が確認できるものを添付すること。  
 ※2 使用(設置)場所は、添付する平面図と実態出来るように記載すること。  
 ※3 算出基礎欄には、算出の基となる資料番号や計算式などを記載すること。  
 ※4 備考欄には、税込み・税別、課税・非課税を区別して記載すること。

第2号-2～第2号-3、3号～6号 (道事業) (略)

旧

様式第2号-1 (道事業) (略)

様式第2号-1 (道事業) (別紙)

様式第2号-1 (道事業) (別紙)

介護施設等の施設開設準備計画書に基づく対象事業の経費内訳書

市町村名  補助事業者名

施設の名称

区分	算出基礎	金額	備考
計			

※ 見積書等、事業の内訳が確認できるものを添付すること。

第2号-2～第2号-3、3号～6号 (道事業) (略)

改正理由

・事業内容を把握するため項目追加

新

様式第1号-1 (市町村事業) 項番1~4 (略)

様式第1号-1 (市町村事業) 項番5

5. 目標達成のために必要な公的介護施設等の整備事業、その費用の額及び交付予定額等

① 地域密着型施設サービス等整備助成事業（緊急ショートステイ整備、施設内保育施設整備を除く）に係る分

(単位：千円)										
公的介護施設等の種類	施設の名称 設置主体	施設種別 設置年度	事業開始 年月	事業完了 年月	対象経費の 支出(予定)額 a	交付基準 単価 b	交付基準額 d (a×b)	加算額 e	交付(予定)額 f (d又はeの低い方)	備考
1							0			
2							0			
3							0			
4							0			
5							0			
6							0			
7							0			
8							0			

特別法等の適用 公害: 地震: 特産:

- ※ 特別法等の適用がある場合、右記該当欄に○をつけること
- ※ 合築・併設する地域密着型特養の場合、備考欄に施設種別を記載すること。
- ※ オーナーが施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合、備考欄に「オーナー型」と記載すること。
- ※ 空き家を活用した整備の場合、備考欄に「空家活用」と記載すること。
- ※ 施設の概要、平面図及び仕様書等を添付すること。

② 緊急ショートステイ整備に係る分

(単位：千円)										
緊急ショートステイ を整備する施設の種類	施設の名称	設置主体	設置場所	整備種別 a	対象経費の 支出(予定) 額 b	交付基準 単価 c	交付基準額 d (a×c)	加算額 e	交付(予定)額 f (d又はeの低い方)	備考
1										
2										
3										

特別法等の適用 公害: 地震: 特産:

- ※ 施設の概要、平面図及び仕様書等を添付すること。

③ 施設内保育施設整備に係る分

(単位：千円)										
設置主体	施設種別	施設数 a	工事区分等		対象経費の 支出(予定)額 b	交付基準 単価 c	交付基準額 d (a×c)	加算額 e	交付(予定)額 f (d又はeの低い方)	備考
			工事区分	財産区分						
1										
2										
3										

特別法等の適用 公害: 地震: 特産:

- ※ 施設種別欄について、上段には施設種別を、下段には当該保育施設の設置場所が上段の施設の「敷地内」か「敷地外」であるかを記入すること。
- ※ 工事区分欄について、当該保育施設の設置に係る工事の形態について記入すること（施設内に新たに建設する場合：創設、既存施設の一部改修の場合：改修）。
- ※ 財産区分欄について、当該保育施設の設置に当たり、財産処分が必要が生じる場合に「有」と記入すること。
- ※ 施設の概要、平面図及び仕様書等を添付すること。

様式第1号-1 (市町村事業) 項番6 (略)

旧

様式第1号-1 (市町村事業) 項番1~4 (略)

様式第1号-1 (市町村事業) 項番5

5. 目標達成のために必要な公的介護施設等の整備事業、その費用の額及び交付予定額等

① 地域密着型施設サービス等整備助成事業（緊急ショートステイ整備、施設内保育施設整備を除く）に係る分

(単位：千円)										
公的介護施設等の種類	施設の名称 設置主体	施設種別 設置年度	事業開始 年月	事業完了 年月	対象経費の 支出(予定)額 a	交付基準 単価 b	交付基準額 d (a×b)	加算額 e	交付(予定)額 f (d又はeの低い方)	備考
1							0			
2							0			
3							0			
4							0			
5							0			
6							0			
7							0			
8							0			

- ※ 特別法等の適用がある場合、右記該当欄に○をつけること
- ※ 合築・併設する地域密着型特養の場合、備考欄に施設種別を記載すること。
- ※ 空き家を活用した整備の場合、備考欄に「空家活用」と記載すること。
- ※ 施設の概要、平面図及び仕様書等を添付すること。

② 緊急ショートステイ整備に係る分

(単位：千円)										
緊急ショートステイ を整備する施設の種類	施設の名称	設置主体	設置場所	整備種別 a	対象経費の 支出(予定) 額 b	交付基準 単価 c	交付基準額 d (a×c)	加算額 e	交付(予定)額 f (d又はeの低い方)	備考
1										
2										
3										

- ※ 施設の概要、平面図及び仕様書等を添付すること。

③ 施設内保育施設整備に係る分

(単位：千円)										
設置主体	施設種別	施設数 a	工事区分等		対象経費の 支出(予定)額 b	交付基準 単価 c	交付基準額 d (a×c)	加算額 e	交付(予定)額 f (d又はeの低い方)	備考
			工事区分	財産区分						
1										
2										
3										

特別法等の適用 公害: 地震: 特産:

- ※ 施設種別欄について、上段には施設種別を、下段には当該保育施設の設置場所が上段の施設の「敷地内」か「敷地外」であるかを記入すること。
- ※ 工事区分欄について、当該保育施設の設置に係る工事の形態について記入すること（施設内に新たに建設する場合：創設、既存施設の一部改修の場合：改修）。
- ※ 財産区分欄について、当該保育施設の設置に当たり、財産処分が必要が生じる場合に「有」と記入すること。
- ※ 施設の概要、平面図及び仕様書等を添付すること。

様式第1号-1 (市町村事業) 項番6 (略)

改正理由

・国要領に準じた取扱いを明記したことに伴う文言追加

新	旧	改正理由																																																																						
<p>様式第1号-2 (市町村事業) (略)</p> <p>様式第1号-3 (市町村事業) (略)</p> <p>様式第1号-4 (市町村事業)</p> <p>様式第1号-4 (市町村事業)</p> <div style="text-align: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">改築整備計画書</div> <p>計画名称 <input type="text"/></p> <p>都道府県名 <input type="text" value="北海道"/> 市町村名 <input type="text"/></p> <p>災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備に係る事業 (単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>改築を行う施設の種類</th> <th>施設の名称 設置主体</th> <th>整備事業の 開始年月</th> <th>定員数 (床) a</th> <th>対象事業の 支出(予定)額 b</th> <th>交付基準単価 c</th> <th>交付基準額 d(a×c)</th> <th>加算額 e</th> <th>交付(予定)額 f(a又はd+eの値のうち)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>②</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>④</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 移転改築前の施設の位置図、平面図、建築年月日、災害イエローゾーンに所在することが確認出来る書類を添付すること。  ※ 移転改築後の施設の設計図、見積書等(工事内容、金額が分かる書類)、災害イエローゾーンに所在しないことが確認出来る書類等を添付すること。</p> <p>担当課名 <input type="text"/> 担当者名 <input type="text"/> 担当者名 <input type="text"/> 連絡先(電話番号) <input type="text"/> メールアドレス <input type="text"/></p>	改築を行う施設の種類	施設の名称 設置主体	整備事業の 開始年月	定員数 (床) a	対象事業の 支出(予定)額 b	交付基準単価 c	交付基準額 d(a×c)	加算額 e	交付(予定)額 f(a又はd+eの値のうち)	備考	①										②										③										④										⑤																				<p>様式第1号-2 (市町村事業) (略)</p> <p>様式第1号-3 (市町村事業) (略)</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">( 新設 )</p>	<p>・災害イエローゾーン に所在する施設の 整備事業に係る様 式の追加</p>
改築を行う施設の種類	施設の名称 設置主体	整備事業の 開始年月	定員数 (床) a	対象事業の 支出(予定)額 b	交付基準単価 c	交付基準額 d(a×c)	加算額 e	交付(予定)額 f(a又はd+eの値のうち)	備考																																																															
①																																																																								
②																																																																								
③																																																																								
④																																																																								
⑤																																																																								



新

様式第2号-1 (市町村事業) (略)

様式第2号-1 (市町村事業) (別紙)

様式第2号-1 (市町村事業) (別紙)

介護施設等の施設開設準備計画書に基づく対象事業の経費内訳書

市町村名

施設の名称  設置主体

品名	使用(設置)場所	使用(設置)目的	数量	算出	基礎	金額	備考
計							

※1 平面図、見積書等、事業の内訳が確認できるものを添付すること。  
 ※2 使用(設置)場所は、添付する平面図と適合出来るように記載すること。  
 ※3 算出基礎欄には、算出の基となる資料番号や計算式などを記載すること。  
 ※4 備考欄には、税込み・税別、課税・非課税を区別して記載すること。

旧

様式第2号-1 (市町村事業) (略)

様式第2号-1 (市町村事業) (別紙)

様式第2号-1 (市町村事業) (別紙)

介護施設等の施設開設準備計画書に基づく対象事業の経費内訳書

市町村名

施設の名称  設置主体

施設の名称 区分	算出基礎	金額	備考
計			

※ 見積書等、事業の内訳が確認できるものを添付すること。

改正理由

・事業内容を把握するため項目追加

新

様式第2号-2～第2号-3、3号～6号（市町村事業）（略）

別紙様式1（略）

別紙様式2

別紙様式2

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業

	市町村名	
	施設名	
	施設種別	

1 大規模修繕について ※どちらか該当する方に○を記載

(1) 整備区分

① 施設の一部改修

② 施設の付帯設備の改造

(2) 大規模修繕の概要

修繕の内容	整備年度	経過年数	耐用年数	修繕箇所の現況	入所者に対する直接的影響の内容

2 施設の面積  (㎡)

3 常勤換算職員の人数  (人)

4 定員数  (人)

5 購入予定のロボットの種類と台数

ロボットの種類	単価	台数※	所要額	用途
1 車				
2 D				
3 ホ				
4 ッ				
5 ト				
1 I				
2 O				
3 T				
4				
5				

※購入台数は、介護ロボットは定員数、タブレット等のICT機器は使用する常勤換算職員数までを目安とする。

6 介護ロボット導入支援費補助金(高齢者保健福祉課介護運営係で実施)の活用実績、予定の有無

※活用実績、予定がある場合のみ記載

※導入したロボット・ICTの種類ごとに記載

活用年度	導入した(する予定の)ロボット・ICTの種類	台数	金額(千円)
1			
2			
3			
4			
5			

※すでに介護ロボット導入支援費補助金の補助を受けて整備した実績がある場合、補助を受けていない施設よりも補助の優先度が下がります。  
※R2年度に介護ロボット導入支援費補助金の補助を受ける予定についても記載願います。

7 大規模修繕と介護ロボット・ICT導入の親和性

※ 下記に明示する取組のように、大規模修繕と介護ロボット・ICT導入に親和性があることがわかる理由等を記載すること。  
(例1)天井等の内部改修や電気設備の改造と集中リセプターの導入に伴うWi-Fi工事  
(例2)給排水設備の改造工事と排気物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ  
(例3)浴室の改修工事とロボット技術を用いた浴槽を出入りする一連の動作を支援する装置

別紙様式3～4（略）

旧

様式第2号-2～第2号-3、3号～6号（市町村事業）（略）

別紙様式1（略）

別紙様式2

別紙様式2

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業

	市町村名	
	施設名	
	施設種別	

1 大規模修繕について ※どちらか該当する方に○を記載

(1) 整備区分

① 施設の一部改修

② 施設の付帯設備の改造

(2) 大規模修繕の概要

修繕の内容	整備年度	経過年数	耐用年数	修繕箇所の現況	入所者に対する直接的影響の内容

2 施設の面積  (㎡)

3 常勤換算職員の人数  (人)

4 定員数  (人)

5 購入予定のロボットの種類と台数

ロボットの種類	単価	台数※	所要額	用途
1 介				
2 護				
3 ロ				
4 ボ				
5 ッ				
1 I				
2 O				
3 T				
4				
5				

※購入台数は、介護ロボットは定員数、タブレット等のICT機器は使用する常勤換算職員数までを目安とする。

6 介護ロボット導入支援費補助金(高齢者保健福祉課介護運営係で実施)の活用実績、予定の有無

※活用実績、予定がある場合のみ記載

※導入したロボット・ICTの種類ごとに記載

活用年度	導入した(する予定の)ロボット・ICTの種類	台数	金額(千円)
1			
2			
3			
4			
5			

※すでに介護ロボット導入支援費補助金の補助を受けて整備した実績がある場合、補助を受けていない施設よりも補助の優先度が下がります。  
※R2年度に介護ロボット導入支援費補助金の補助を受ける予定についても記載願います。

別紙様式3～4（略）

改正理由

・年度の修正

・事業内容を把握するため項目追加